

第77回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2025年 6月26日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催場所 新潟県上越市南本町一丁目5番5号
株式会社有沢製作所 上越本社会議室

郵送またはインターネット等による議決権行使期限
2025年 6月25日（水曜日）午後5時まで

目次

招集ご通知

株主総会参考書類

- 事業報告
- 連結計算書類
- 計算書類
- 監査報告

株主総会会場ご案内図



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧ください。

<https://p.sokai.jp/5208/>



株式会社 有沢製作所

証券コード 5208

証券コード 5208
2025年6月10日

株 主 各 位

新潟県上越市南本町一丁目5番5号

株式会社 有沢製作所

代表取締役社長 有 沢 悠 太

第77回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第77回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.arisawa.co.jp/>



（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「IRライブラリー」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/5208/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「有沢製作所」または「コード」に当社証券コード「5208」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書（郵送）またはインターネット等により、事前の議決権行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。

郵送またはインターネット等によって議決権をご行使いただきます場合の行使期限は、2025年6月25日（水曜日）午後5時到着または入力分までとなりますので、よろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月26日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 新潟県上越市南本町一丁目5番5号
株式会社有沢製作所 上越本社会議室
※当日、株主様向けに株主総会の模様をインターネットによりライブ配信いたします。なお、詳細は7ページの「株主総会ライブ配信のご案内」をご参照ください。

3. 目 的 事 項

- 報 告 事 項 1. 第77期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第77期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役2名選任の件
- 第4号議案 社外取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
- 第5号議案 有限会社有沢建興の株式の取得（特定の株主からの自己株式取得に準ずる手続による取得）の件

以 上

- 当日ご出席の際は、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

また、代理人により議決権を行使される場合は、当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。

- 株主総会にご出席の株主の皆さまへのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「剰余金の配当等の決定に関する方針」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。
- 本総会の決議結果につきましては、決議通知のご送付に代えて、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年6月26日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年6月25日（水曜日）
午後5時までに到着



インターネットで議決権を行使される場合

6ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月25日（水曜日）
午後5時までに入力完了

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

○○○○○○○

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

(切取線)

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・4・5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2・3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

- 議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- 議決権の重複行使について
書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

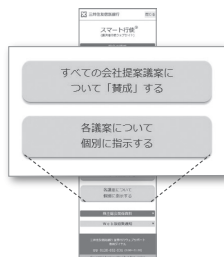
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

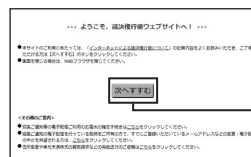
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

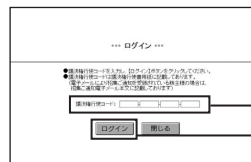
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

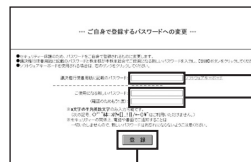
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 9：00～21：00）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会ライブ配信のご案内

第77回定時株主総会の模様をライブ配信いたしますので、以下のとおりご案内申し上げます。

配信日時

2025年6月26日（木曜日）午前10時（午前9時30分よりアクセス可能です。）

視聴方法

接続先 URL <https://links-v.pdcp.jp/5208/2025/arisawa/>



上記のURLからID（株主番号）とパスワード（郵便番号）の入力ページにアクセスしてください。

株主番号は議決権行使書用紙に記載されている9桁の番号です。

郵便番号は議決権行使書用紙に記載されている郵便番号7桁（ハイフン不要）です。

- ・ライブ配信をご視聴される株主様は、当日会場にご出席いただく場合と異なり、当日の決議にご参加いただくことができません。郵送またはインターネット等により、事前の議決権行使をお願い申し上げます。
- ・ご使用のパソコンなどの機器及びインターネットの接続環境ならびに回線の状況等により、ご視聴いただけない場合があります。
- ・ご視聴いただく場合の通信料金等は株主様のご負担となります。
- ・撮影、録画、録音、保存はご遠慮ください。
- ・ご出席される株主様のプライバシーに配慮いたしまして、配信の映像は議長席及び役員席付近のみとさせていただきますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。

ライブ配信当日の視聴に関するお問い合わせ

株式会社プロネクサス ライブ配信コールセンター

[TEL] 0120-970-835

[受付時間] 2025年6月26日（木曜日）午前9時から株主総会終了まで

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、期中に獲得した資金を既存事業領域の深掘りと新規事業領域の創出に投じるとともに、積極的に株主の皆さまに還元していきます。株主資本配当率（DOE）6%または総還元性向80%以上のいずれか大きい金額を株主の皆さまに還元することを基本方針とし、資金需要や財務状況等を総合的に勘案したうえで自己株式の取得についても柔軟に対応していきます。この方針の適用期間は、自己資本比率50%程度を達成できた時期を目処としております。

この方針の下、当期の剰余金処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金54円といたしたいと存じます。

この場合の配当総額は1,798,178,832円となります。なお、中間配当金として1株につき金42円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき金96円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役9名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役全員（9名）が任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	(ご参考)	
		現在の当社における 地位	当期における 取締役会への出席状況
1	あり さわ ゆう た 有 沢 悠 太 (男性) 再 任	代表取締役社長	12回中12回 (100%)
2	ます だ たけ し 増 田 竹 史 (男性) 再 任	取締役専務執行役員	12回中12回 (100%)
3	なか じま おさむ 中 島 理 (男性) 再 任	取締役常務執行役員	12回中12回 (100%)
4	た い まこと 田 井 誠 (男性) 再 任	取締役常務執行役員	12回中11回 (92%)
5	なか むら こう じ 中 村 康 二 (男性) 再 任 社 外 独 立	社外取締役	12回中12回 (100%)
6	あ び こ かず お 我 孫 子 和 夫 (男性) 再 任 社 外 独 立	社外取締役	12回中12回 (100%)
7	た か だ ひろ とし 高 田 博 俊 (男性) 再 任 社 外 独 立	社外取締役	12回中12回 (100%)
8	ぬ ま た み ほ 沼 田 美 穂 (女性) 再 任 社 外 独 立	社外取締役	12回中12回 (100%)
9	ほ り え ま き こ 堀 江 磨 紀 子 (女性) 再 任 社 外 独 立	社外取締役	12回中12回 (100%)

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株 式 の 数
1	あり さわ ゆう た 有 沢 悠 太 (1969年7月25日生) 再 任	1992年4月 三菱電機株式会社入社 2002年2月 J P モルガン証券株式会社入社 2003年8月 当社入社 2007年4月 当社製造部統括補佐 2009年4月 当社執行役員 2010年6月 当社取締役常務執行役員 2011年6月 当社取締役専務執行役員 2014年6月 当社代表取締役社長（現任） 2015年6月 当社社長執行役員 最高執行責任者（ＣＯＯ） 2017年6月 当社最高経営責任者（ＣＥＯ）（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社プロテックインターナショナルホールディング ス 代表取締役社長	147,208株
(取締役候補者とした理由) 当社の経営企画、製造及び営業部門を歴任し2014年に代表取締役社長に就任以来、グローバルな視点に立ち当社グループ全体を俯瞰的に捉えるとともに、企業理念に基づいた中長期の成長を見据えて事業改革を推進しています。この企業運営経験により培われた豊富な知見・経験と実績に基づき、リーダーシップを発揮して変革を進める経営者に相応しいと判断しました。取締役会の構成員として、情報の共有化を図り取締役会の意思決定機能が強化されることが期待されるため、取締役候補者となりました。			
2	ます だ たけ し 増 田 竹 史 (1963年4月3日生) 再 任	1986年4月 アルプス電気株式会社（現 アルプスアルパ イン株式会社）入社 1990年10月 当社入社 2003年11月 当社業務企画グループ グループリーダー 2008年7月 当社製造部統括補佐 2010年10月 当社経営企画部統括 2011年6月 当社執行役員 経営企画部担当 2015年6月 当社上席執行役員 経営企画部担当 兼 経 理部担当 2016年6月 当社上席執行役員 管理本部 副本部長 兼 経 営企画部担当 兼 経理部担当 兼 人事部担当 2021年6月 当社取締役常務執行役員 生産本部 本部長 兼 管理本部 本部長 2023年6月 当社取締役専務執行役員 生産本部 本部長 兼 管理本部 本部長（現任）	44,093株
(取締役候補者とした理由) 入社以来、経営企画及び製造部を歴任し、現在は管理本部、生産本部を統括しています。I R 業務、国内外の企業との提携やM&A、経営戦略・製造戦略の策定と実行等、多岐にわたる経験と実績があることから、今後の更なる経営の効率化やE S G の取り組み強化において必要な人材と判断しました。また、豊富な実務経験を踏まえて執行役員等の職務の執行を監督することにより、当社取締役会の監督機能の実効性確保が期待できるため、取締役候補者となりました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株 式 の 数
3	なか じま おさむ 中 島 理 (1965年6月5日生) 再 任	1989年 4 月 三井物産株式会社入社 2011年 5 月 同社機能化学品本部 ソーラービジネス事業 部室長 2013年 4 月 同社機能化学品本部 先端材料事業部室長 2014年 7 月 同社基礎化学品本部 事業開発部室長 2015年10月 当社入社 電子材料営業部統括 2015年10月 当社執行役員 電子材料営業部担当 2016年 6 月 当社取締役常務執行役員 電子材料事業本部 本部長 兼 電子材料営業部担当 2023年 6 月 当社取締役常務執行役員 事業戦略推進本部 本部長 兼 イノベーション推進本部 副本部 長 (現任) (重要な兼職の状況) 新揚科技股份有限公司 董事長	47,202株
(取締役候補者とした理由) 三井物産株式会社で機能化学品の営業、開発のマネジメントを歴任後、当社に入社し事業戦略推進本部を統括しています。海外勤務を含む豊富な営業経験と開発志向の視点を活かし、当社グループの事業範囲を拡大させた実績は、今後更なる製品販売量の増大及び子会社の企業体質改善において必要な人材と判断しました。また、豊富な実務経験を踏まえて執行役員等の職務の執行を監督することにより、当社取締役会の監督機能の実効性確保が期待されるため、取締役候補者とししました。			
4	た い まこと 田 井 誠 (1964年9月21日生) 再 任	1988年 4 月 第一電工株式会社 (現 住友電工ウインテッ ク株式会社) 入社 2002年 3 月 当社入社 2006年 7 月 当社技術部電子材料1グループ グループリ ーダー 2010年 4 月 当社電子材料技術部 統括補佐 2012年 4 月 当社技術部 統括 2015年 6 月 当社執行役員 電子材料技術部担当 2019年 6 月 当社上席執行役員 電絶複合材料事業本部副 本部長 兼 電絶複合材料技術部担当 兼 光学 材料技術部担当 兼 電子材料技術部(副)担当 2023年 6 月 当社取締役常務執行役員 イノベーション推 進本部 本部長 兼 事業戦略推進本部 副本部 長 兼 開発支援部担当 兼 イノベーションセ ンター準備室(主)担当 兼 分析センター担当 (現任)	17,036株
(取締役候補者とした理由) 第一電工株式会社では絶縁材料を始めとする製品開発に携わり、当社入社後は全てのセグメントに跨る開発及びマネジメントを歴任し、現在はイノベーション推進本部、開発支援部及び分析センターを統括しています。これらの豊富な経験と実績を活かし、当社の成長に向けた研究開発戦略、技術戦略の実現を図るために必要な人材と判断しました。また、豊富な実務経験を踏まえて執行役員等の職務の執行を監督することにより、当社取締役会の監督機能の実効性確保が期待されるため、取締役候補者とししました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株 式 の 数
5	なかむらこうじ 中村康二 (1948年8月15日生) 再任社外独立	1973年 4 月 三井物産株式会社入社 2004年 4 月 同社執行役員 合樹・無機化学品本部長 2006年 4 月 同社常務執行役員 化学品第二本部長 2009年 4 月 同社専務執行役員 欧州・中東・アフリカ本部長 2011年 3 月 同社専務執行役員 退任 2011年 8 月 三甲株式会社 監査役（現任） 2016年 8 月 三光合成株式会社 社外取締役（現任） 2020年 6 月 当社取締役（現任）	402株
	（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割）三井物産株式会社において専務執行役員、三光合成株式会社において取締役などを歴任し、長年、国内外に及ぶ企業経営に携わってきました。グローバル企業での事業責任者を務めた経験から、国際的な経営に関する知見・見識が豊富であり、当社の事業戦略をはじめとする経営全般に対して、社外の視点から意見を述べ、当社の経営の合理性および透明性を高めることができる人材と判断しました。		
6	あびこかずお 我孫子和夫 (1947年1月22日生) 再任社外独立	1978年11月 AP通信社入社 1985年 5 月 同社東京支局次長 2001年 7 月 社団法人日本外国特派員協会会長 2004年 4 月 AP通信社東京支局総支配人 2004年 7 月 同社北東アジア総支配人 2010年 2 月 同社顧問 2010年 9 月 東京外国語大学非常勤講師 2011年 9 月 上智大学非常勤講師 2015年 4 月 神田外語大学客員教授 2018年 7 月 公益社団法人日本外国特派員協会監事 2020年 6 月 当社取締役（現任）	120株
	（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割）カリフォルニア州立大学大学院を修了後、AP通信社において東京支局総支配人・北東アジア総支配人を歴任するとともに、社団法人日本外国特派員協会会長も兼務してきました。同社退職後も東京外国語大学や上智大学などで非常勤の教職に就いており、国際コミュニケーションや報道の規範と倫理などに関する見識を活かして、社外の視点から意見を述べ、当社の経営の合理性および透明性を高めることができる人材と判断しました。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株 式 の 数
7	たか だ ひろ とし 高 田 博 俊 (1953年8月10日生) 再 任 社 外 独 立	1977年 3 月 日本精機株式会社入社 2003年 4 月 ユーケーエヌ・エス・アイ社取締役社長 2005年 6 月 日本精機株式会社取締役 2008年 6 月 同社常務取締役 2011年 4 月 同社代表取締役専務 2011年 4 月 同社営業本部長 2011年 6 月 日精儀器武漢有限公司董事長 2012年 3 月 日精儀器科技（上海）有限公司董事長 2013年 6 月 日本精機株式会社代表取締役社長 2014年 3 月 東莞日精電子有限公司董事長 2014年 4 月 香港日本精機有限公司董事長 2015年 6 月 日本精機株式会社代表取締役社長 社長執行役員 2015年 7 月 香港易初日精有限公司董事長 2015年 7 月 上海日精儀器有限公司董事長 2016年 3 月 タイ・ニッポンセイキ社取締役会長 2017年 6 月 日本精機株式会社取締役副会長 副会長執行役員 2021年 6 月 当社取締役（現任）	200株
	（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割）日本精機株式会社の代表取締役、海外子会社の董事長などを歴任。長年、営業・商品企画などの分野で自動車業界に携わり、同業界における造詣が深い人材です。製造業およびグローバルに事業を展開する企業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かして、社外の視点から意見を述べ、当社の経営の合理性および透明性を高めることができる人材と判断しました。		
8	ぬま た み ほ 沼 田 美 穂 (1975年4月18日生) 再 任 社 外 独 立	2009年12月 弁護士登録 沼田法律事務所入所 2016年 1 月 同法律事務所所長（現任） 2018年 4 月 東京簡易裁判所 民事調停委員（現任） 2020年 6 月 東京貿易ホールディングス株式会社 社外監査役（現任） 2021年 6 月 当社取締役（現任） 2025年 4 月 第一東京弁護士会副会長（現任）	200株
	（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割）沼田法律事務所の所長を務め、法律事務所の経営に携わりながら、東京簡易裁判所民事調停委員や東京貿易ホールディングス株式会社の社外監査役を務めるなど、バランスの取れた人材です。長年、弁護士として活躍され法律の専門家としての高い見識と経験があり、ガバナンスおよびコンプライアンスなどに関する高度な見識に基づき社外の視点から意見を述べ、当社の経営の合理性および透明性を高めることができる人材と判断しました。		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株 式 の 数
9	ほり え ま き こ 堀 江 磨 紀 子 (1967年5月12日生) 再任社外独立	1990年4月 野村證券株式会社入社 1995年5月 メリルリンチ・インベストメント・マネージャーズ株式会社（現 ブラックロック・ジャパン株式会社）入社 2016年5月 株式会社バリュークリエイト入社 パートナ－ 2021年10月 株式会社SDGインパクトジャパン入社 パートナ－（現任） 2023年6月 当社取締役（現任） 2025年1月 セイノーホールディングス株式会社アドバイザリーボードメンバー（現任）	一株
（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割）グローバル金融機関において日本株式市場に関する機関投資家営業、企業調査に携わり、経営コンサルティングやスタートアップ立ち上げにも参画してきました。これらの経験を活かして、投資家が期待する企業のあり方を経営戦略に反映し、当社の経営の合理性および透明性を高めることができる人材と判断しました。			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社株式の数は2025年3月31日現在の株主名簿によるものであります。
3. 各取締役候補者が所有する当社株式の数には、持株会における持分を含んでおります。
4. 取締役候補者のうち、中村康二、我孫子和夫、高田博俊、沼田美穂及び堀江磨紀子の各氏は社外取締役候補者であります。
- 中村康二氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって5年であります。
- 我孫子和夫氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって5年であります。
- 高田博俊氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年であります。
- 沼田美穂氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年であります。
- 堀江磨紀子氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年であります。
5. 取締役候補者のうち、中村康二、我孫子和夫、高田博俊、沼田美穂及び堀江磨紀子の各氏は現在独立役員として株式会社東京証券取引所に届け出ております。
- また、中村康二、我孫子和夫、高田博俊、沼田美穂及び堀江磨紀子の各氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であり、社外取締役各氏の選任が承認された場合、株式会社東京証券取引所が定める独立役員となる予定であります。
6. 現在、当社は取締役候補者である中村康二、我孫子和夫、高田博俊、沼田美穂及び堀江磨紀子の各氏との間でそれぞれ責任限定契約を締結しております。
- また、中村康二、我孫子和夫、高田博俊、沼田美穂及び堀江磨紀子の各氏の選任が承認された場合、当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を継続する予定であります。その責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無いときに限るものとする。

7. 当社は、取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、保険料は全額当社が負担しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(参考) 取締役及び監査役の専門性と経験

本議案が承認可決された場合、当社取締役会及び監査役会は以下のようなスキルを持ったメンバーにより構成されることになります。

	企業経営	事業戦略・マーケティング	研究開発・技術戦略	財務・会計・金融市場	人事・労務・人材開発	法務・リスク管理	国際経験
代表取締役 有沢悠太	○	○	○	○			○
取締役 増田竹史				○	○	○	
取締役 中島理		○	○				○
取締役 田井誠		○	○				
社外取締役 中村康二	○	○					○
社外取締役 我孫子和夫	○				○		○
社外取締役 高田博俊	○	○					○
社外取締役 沼田美穂	○				○	○	
社外取締役 堀江磨紀子				○			○
監査役 増村弥				○	○	○	
社外監査役 田中耕一郎	○			○			○
社外監査役 横田晃一	○			○			

第3号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであり、北和英氏は監査役増村弥氏の補欠として、石田剛史氏は社外監査役田中耕一郎、横田晃一の両氏の補欠として選任するものであります。なお、本選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	きた かず ひで 北 和 英 (1963年3月31日生)	1986年4月 当社入社 2004年11月 当社技術部(電子)電子材料2グループグループリーダー 2006年11月 当社技術部(電子)電子材料3グループグループリーダー 2012年4月 当社技術管理部管理グループグループリーダー 2013年12月 当社技術管理部知的財産グループグループリーダー 2014年4月 当社技術管理部統括 2015年10月 当社経営企画部統括 2023年4月 当社嘱託(現任)	3,000株
2	いし だ たけ ふみ 石 田 剛 史 (1976年9月15日生)	2007年11月 税理士登録 2011年4月 関東信越税理士会高田支部 理事 2012年7月 税理士法人石田会計事務所 代表社員(現任) 2021年4月 関東信越税理士会高田支部 副支部長 2025年4月 関東信越税理士会高田支部 支部長(現任)	一株

- (注) 1. 各補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社株式の数は2025年3月31日現在の株主名簿によるものであります。
3. 北和英氏を補欠の監査役候補者とした理由は、入社以来、技術、技術管理及び経営企画の業務に携わり、技術、経営管理等多岐にわたる知識と経験に基づき、当社の監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。
4. 石田剛史氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、税理士としての豊富な経験と高度な専門的知識を独立した中立的な立場から当社の監査体制に反映し、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。

5. 石田剛史氏が社外監査役に就任された場合、株式会社東京証券取引所が定める独立役員となる予定であります。
6. 石田剛史氏が社外監査役に就任された場合、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であり、その責任限定契約の概要は次のとおりであります。
 - ・ 社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項で定める最低責任限度額を限度額とする。
 - ・ 上記の責任限定契約が認められるのは、原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無いときに限るものとする。
7. 当社は、監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、保険料は全額当社が負担しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 社外取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2004年6月29日開催の第56回定時株主総会において、月額30百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）及び2021年6月25日開催の第73回定時株主総会において、社内取締役のみを対象とする譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は年額50百万円以内かつ、当社普通株式総数5万株以内とご承認いただいております。

今般、当社は、当社の取締役全員が株主の皆様との一層の価値共有を進め、当社の企業価値の持続的な向上に貢献する意識を高めることを目的として、これまで社内取締役のみを対象としていた譲渡制限付株式の付与のための報酬を社外取締役に対しても以下の制度の下で支給することとしたいと存じます。

対象となる取締役に社外取締役を加えることに伴い、譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬の総額を現行の年額50百万円以内から同60百万円以内に、付与する当社普通株式の総数を現行の5万株以内から6万株以内に増加させたいと存じます。

なお、当社における取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項の概要は事業報告に記載のとおりであり、その内容は、本議案をご承認いただいた場合の決定方針としても引き続き相当であると考えられることから、当該方針を変更することは予定しておりません。本議案は、当該方針に照らしても必要かつ合理的な内容となっており、相当であると判断しております。

また、現在の取締役は9名（うち社外取締役5名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されましても、取締役の員数に変更はございません。

【本制度の内容】

1. 概要

株式報酬（非金銭報酬）は譲渡制限付株式報酬とし、当社の株式価値と報酬との連動性を明確にし、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、当社の企業価値の持続的な向上に貢献する意識を高めることを目的として退任時に譲渡制限が解除されるプランとしております。

対象取締役（社内取締役および社外取締役）は、当社の取締役会決議に基づき支給される譲渡制限付株式を付与するための金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社普通株式の発行又は処分を受けます。各対象取締役への割当株式数は、指名・報酬諮問委員会からの答申内容を踏まえ、個別に定める基準額に相当する数を取締役会で決定します。

2. 本制度における金銭報酬債権の額ならびに割当株式数の上限

対象取締役に支給する金銭報酬債権の額は年額60百万円以内、割当てる当社株式数は年6万株以内といたします。

3. 1株当たりの払込金額

1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として対象取締役特に有利とならない範囲の金額といたします。

4. 譲渡制限期間

対象取締役は、割当を受けた当社株式（以下「本割当株式」という。）の払込期日から当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任する時点の直後の時点までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないことといたします。

5. 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）中、継続して、上記4に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除することといたします。ただし、当該対象取締役が、任期満了、死亡その他の正当な理由により、役務提供期間が満了する前に上記4に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整いたします。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

6. その他の事項

組織再編時等における本制度の取り扱い、割当株式に関する株式分割あるいは株式併合時の取り扱い、その他の事項は、当社の取締役会において定めます。

【ご参考】

本議案に基づき対象取締役に対して上限株数を10年間継続的に付与した場合の最大希薄化率(注)は、発行済株式総数に対して1.80%程度となり、株式の希薄化に配慮した仕組みとしております。

(注)最大希薄化率は、当社が新たに発行又は処分する普通株式の上限株式数である年60,000株を10年間継続的に付与した場合の総数600,000株を、2025年3月末時点の当社の発行済株式総数(自己株式（従業員向け株式交付信託に係る信託口が所有する当社株式は、自己株式に含まない。）を除く) 33,299,608株で除して算出。

第5号議案 有限会社有沢建興の株式の取得（特定の株主からの自己株式取得に準ずる手続による取得）の件

当社は、2025年5月22日開催の取締役会において、本総会において株主の皆さまのご承認を頂くことを条件として、有限会社有沢建興（以下、「有沢建興」という。）の株式を取得し、同社を完全子会社化すること（以下、「本件取引」という。）を決議いたしました。

本件取引により当社が株式を取得する有沢建興は、当社創業家の資産管理会社であり、その資産の多くの部分が当社株式であることや、当社が将来的に有沢建興の保有する当社株式を自己株式として取得することを検討していること等の理由により、株主の皆さまへの公平性及び取引の透明性の確保等の観点から、会社法第156条第1項、第160条第1項及び第161条の規定の趣旨を踏まえて、特定の株主からの自己株式取得に準じた手続を行うことが適切と考えております。

つきましては、株主の皆さまに本件取引についてのご承認をお願いするものであります。

1. 株式の取得の理由

当社は、期中に獲得した資金を既存事業領域の深掘りと新規事業領域の創出に投じるとともに積極的な株主還元を行い、収益力の強化と資本効率の向上を目指しております。

この度、当社創業家の資産管理会社である有沢建興の株式を取得することにより実質的に、自己株式（2025年3月31日現在の有沢建興が保有する当社株式数は504,338株であり、当社発行済株式総数（自己株式（従業員向け株式交付信託に係る信託口が所有する当社株式は、自己株式に含まない。）を除く）33,299,608株に対する割合は1.51%となります。）を取得することになりますので、

- ① 当社一株当たり当期純利益の増加を通じた株主価値の向上に資すること、
- ② 実質的に市場取引による場合よりも低い価格による自己株式の取得が可能となること、
- ③ 有沢建興が保有する当社株式が市場売却されることにより既存の株主様に不測の不利益が生じる恐れを回避できること、

などから本件取引は、当社および当社株主全体の利益に資するものと判断いたしました。

有沢建興の株式取得に要する資金については、その全額を自己資金により充当する予定です。

また、有沢建興の資産の多くが当社株式であることから、当社が有沢建興の株式を取得した後に、当社を存続会社として有沢建興を吸収合併し、有沢建興の保有する当社株式を自己株式として保有することを検討しております。取得後の当社株式については自己株式として保有し、取締役に対する譲渡制限付株式として処分してまいります。

なお、会社法第156条第1項、第160条第1項及び第161条の規定の趣旨を踏まえ、特定の株主からの自己株式取得に準じた手続とすることから、有沢建興及びその株主は、その有する

当社株式に係る議決権を行使することができないものといたします。

2. 本件取引の内容

(1) 取得する株式の種類

有沢建興普通株式および甲種類株式

(2) 取得する株式の数

普通株式 2株、甲種類株式 3,174株

(3) 取得と引き換えに交付する金銭等の内容

金銭

(4) 取得等に引き換えに交付する金銭等の総額

有沢建興が有する当社株式の評価につきましては、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場株価法の採用が妥当であると考えました。具体的には、2025年2月22日～2025年5月21日の3ヶ月間の東京証券取引所市場における当社株式の終値の平均価格に0.9を乗じた1,215円と、本総会の開催日前日である2025年6月25日の東京証券取引所市場における当社株式の最終価格（但し、同日に取引が無い場合は、その後最初になされた売買取引の成立価格）を比較し、低い方の金額といたします。

有沢建興の株式の取得価額につきましては、有沢建興の保有する当社株式以外の資産および負債については第三者機関の算定した評価額または市場価格等の公正な評価に基づき算定した評価額を基にし、当社株式については上記の通り評価することといたします。

なお、2025年2月22日～2025年5月21日の3ヶ月間の東京証券取引所市場における当社株式の終値の平均価格に0.9を乗じた額をもって有沢建興が保有する当社株式を評価した場合の、有沢建興の株式の取得価額の概算額は933百万円となります。

(5) 取得する相手方

有沢建興代表取締役有沢三治氏及びその親族4名

(6) 取得することができる期間

本総会終結の時から2025年8月7日

(7) その他

本件取引の実施に当たっては、特定の株主からの自己株式取得に準じた手続きを行う予定ですが、本件取引は特定の株主からの自己株式取得そのものではありません。また、仮に当該自己株式取得に準じた手続きに会社法第160条第2項及び第3項に規定される売主追加請求権が含まれたとしても、有沢建興の保有資産のうち、当社株式の評価につきましては、(4)に記載しましたとおり、会社法第161条及び会社法施行規則第30条第1号により算定されるもの（第77期定時株主総会前日である2025年6月25日の東京証券取引所市場における当社株式の最終価格）を超えません。従いまして、取得の相手方以外の株主様には、会社法第160条第2項及び第3項に準じた売主追加請求権は生じません。

以 上

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に、個人消費の持ち直しやインバウンド需要の増加により、緩やかな回復基調で推移しました。一方、海外におきましては、中国における不動産不況に伴う景気の低迷、ロシア・ウクライナ情勢や中東情勢等の地政学的リスクの長期化、米国の政策動向による影響懸念など、先行きは不透明な状態が続きました。

このような状況のもと当社グループの当連結会計年度の業績は、主力事業分野である電子材料において、スマートフォン及び半導体の需要が回復してきたことに加え、ディスプレイ材料が好調に推移したことから、売上高は498億15百万円（前期比18.3%増）となりました。利益面につきましては、営業利益は48億93百万円（同229.8%増）、経常利益は52億67百万円（同253.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は39億69百万円（同142.1%増）となりました。

② 設備投資の状況

当社グループでは、急速な技術革新や販売競争に対応すべく、発展成長分野に重点を置き設備投資を行っており、当期におきましては21億45百万円の設備投資を実施いたしました。

当期における設備投資の主なものは、フレキシブルプリント配線板用材料を中心とする電子材料関連の生産設備12億38百万円であります。

③ 資金調達の状況

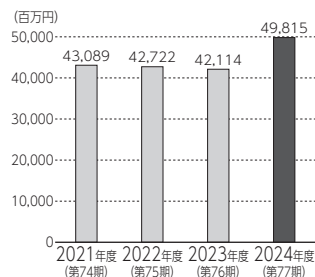
当期に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として26億26百万円の調達を行いました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

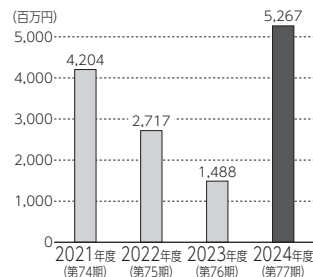
区 分 \ 期 別	第74期 (2022年3月期)	第75期 (2023年3月期)	第76期 (2024年3月期)	第77期 (2025年3月期) (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	43,089	42,722	42,114	49,815
経常利益 (百万円)	4,204	2,717	1,488	5,267
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	3,911	2,856	1,639	3,969
1株当たり当期純利益(円)	117.40	86.46	49.51	119.49
総資産 (百万円)	68,689	67,659	68,816	71,736
純資産 (百万円)	47,965	47,107	46,246	48,559
1株当たり純資産(円)	1,434.46	1,422.43	1,394.08	1,461.64

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。

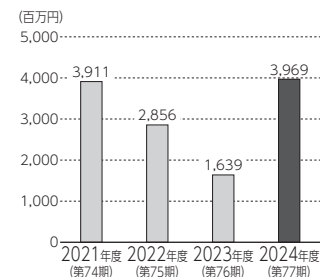
■売上高



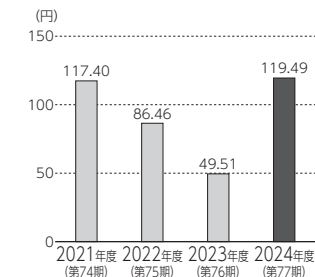
■経常利益



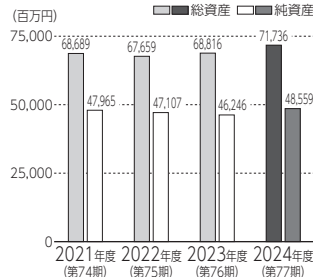
■親会社株主に帰属する当期純利益



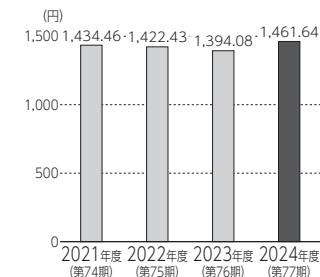
■1株当たり当期純利益



■総資産／純資産



■1株当たり純資産



(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権の比率	主な事業内容
新揚科技股份有限公司	1,576,377 千台湾ドル	100.0%	フレキシブルプリント配線板用材料の製造・販売
松揚電子材料(昆山)有限公司	304,740 千人民元	100.0 (100.0)	フレキシブルプリント配線板用材料の製造・販売
株式会社サトーセン	99百万円	100.0	リジットプリント配線板製造・販売
アリサワファイバークラス株式会社	100百万円	100.0	ガラス・特殊繊維製織製品の製造
株式会社プロテックインターナショナルホールディングス	101百万円	100.0	F W成形品(水処理用FRP製圧力容器)の製造・販売を行う子会社の持株会社
Protec Arisawa Europe, S.A.	1,670 千ユーロ	100.0 (100.0)	F W成形品(水処理用FRP製圧力容器)の製造・販売
Protec Arisawa America, Inc.	3,200 千米ドル	100.0 (100.0)	F W成形品(水処理用FRP製圧力容器)の製造・販売
有沢総業株式会社	30百万円	100.0	樹脂製品の成形・加工 倉庫管理・物流業務
有沢樹脂工業株式会社	10百万円	100.0	樹脂製品の成形・加工
カラーリンク・ジャパン株式会社	198百万円	100.0	偏光利用部材の製造・販売

- (注) 1. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。
2. 上記に記載の重要な子会社を含め、当連結会計年度末の連結子会社の数は11社であります。
3. 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	新揚科技股份有限公司
特定完全子会社の住所	台湾高雄市路竹區路科二路8號
当社及び当社の完全子会社における 特定完全子会社の株式の帳簿価額	10,440百万円
当社の総資産額	48,926百万円

(4) 対処すべき課題

① 会社経営の基本方針

当社グループは「創造Create」「革新Innovate」「挑戦Challenge」を基本とし、

- I. 新たな価値を創造し、顧客満足度を高める。
- II. 顧客ニーズを掘り起こし、独創的な技術で新事業を創出する。
- III. 品質と生産性を向上させ、企業体質を強化する。
- IV. 社会・環境課題の解決に貢献し、持続的な成長を実現する。

を経営方針としています。

この経営方針の下、顧客の皆さまから寄せられた期待値を少しでも上回り、皆さまに「驚きと喜び」を粘り強く提供し続けることを通じて、社会の発展に貢献してまいります。

② 中長期的な会社の経営戦略

当社グループは人材を活かし、環境や社会の課題の改善に取り組み、事業と財務の両面から企業価値を高めることを目指しています。

事業戦略では、独自技術を用いた差異化製品の開発によって新たな価値を創出し、既存事業領域の深掘りと新規事業領域の拡大を進めて収益力の強化を図り、ROIC8%以上、ROE10%以上を達成することを目指しています。各事業セグメントでは、以下の事業戦略を実行します。

- ・電子材料においては、独自の樹脂配合と塗工技術を駆使し、高機能材料を開発することにより成長を目指します。具体的には、半導体／データセンター、モバイル通信端末、次世代コンピューティング及び次世代モビリティ分野を中心に新製品開発と事業拡大を進めます。
- ・産業用構造材料及び電気絶縁材料においては、差異化製品投入によりモビリティ、エネルギー領域の事業化を加速していきます。具体的には、水処理プラント、燃料電池、航空機内装材、次世代電池、水素エネルギー事業分野ならびに環境配慮型製品など個性あふれる製品を開発し、更なる成長を目指します。
- ・ディスプレイ材料においては、新製品の開発を通じてデジタル社会のさらなる発展に貢献します。具体的には、産業インフラ用途、医療機器及び次世代コンピューティング分野において新製品の拡販を図ります。

財務戦略では、将来キャッシュフローを生み出す事業への成長投資を行うとともに積極的な株主還元を行い、資本構成の最適化を探究しつつ、資本効率を向上させていきます。

また、社会・環境問題に対して積極的に取り組むことが、企業活動に必須の要件であると認識し、①脱炭素社会への貢献（2030年までにカーボンニュートラルを達成、省エネルギー・省資源の推進、再生可能エネルギーへの代替、環境負荷低減材料の提供）、②多様な人材の育成と働きがいの向上（個人の自律性と組織の一体感向上、次世代を担う人材の育成、全ての社員が生き活きと働ける会社）、③循環型経済の推進（排出物の削減、リサイクルの推進、持続

可能なサプライチェーンの構築、化学物質の安全確保）、④ガバナンスの充実（高い倫理観のある組織、リスクマネジメントの強化）の4つを重要課題（マテリアリティ）と特定しました。

業務執行取締役を委員長とするESG委員会において、この重要課題に取り組むとともに、目指す姿を明確にし目標を設定しています。

③ 会社の対処すべき課題

当社グループは、上述の経営戦略をより早期かつ確実に達成するため、今後対処すべき課題として次のことを推進します。

- ・当社独自の管理技術、固有技術を磨き、品質・コストの競争力強化を進めます。
- ・製造・販売・技術各部門の連携強化を推進し、効率的に事業を運営します。
- ・グループ会社との協働を強化し、新用途・分野の開拓を積極的に進めます。

(5) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社グループは、当社、子会社13社及び関連会社1社で構成され、電子材料、産業用構造材料、電気絶縁材料、ディスプレイ材料を製造・販売しております。更に各事業に関連する商品の販売、物流及びその他のサービスの事業活動を展開しております。

区分	主要な製品または役務	売上構成比 (連結)
電子材料	フレキシブル及びリジットプリント配線板用材料、 プリント配線板用ガラスクロス、その他	63.2%
産業用構造材料	F W成形品、航空機用ハニカムパネル及びプリプレグ、その他	21.3
電気絶縁材料	ガラスクロス・テープ、電気絶縁用プリプレグ、その他	4.9
ディスプレイ材料	3Dディスプレイ関連材料、偏光利用部材、その他	9.9
その他の事業	ゴルフ練習場経営、その他	0.7

(6) 主要な営業所及び工場（2025年3月31日現在）

株式会社有沢製作所	上越本社	新潟県上越市
	東京本社	東京都台東区
	工場	南本町工場（新潟県上越市）、中田原工場（新潟県上越市）、中田原西工場（新潟県上越市）
新揚科技股份有限公司	本社	台湾 高雄市
松揚電子材料(昆山)有限公司	本社	中国 昆山市
株式会社サトーセン	本社	大阪府大阪市
アリサワファイバーグラス株式会社	本社	新潟県上越市
Protec Arisawa Europe, S.A.	本社	スペイン ムンギア市
Protec Arisawa America, Inc.	本社	米国 カリフォルニア州
有沢総業株式会社	本社	新潟県上越市
有沢樹脂工業株式会社	工場	埼玉県川口市
カラーリンク・ジャパン株式会社	本社	新潟県上越市

(7) 使用人の状況（2025年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
電子材料	885（144）名	21名増（ 5名増）
産業用構造材料	273（ 49）	7名減（ 15名増）
電気絶縁材料	99（ 15）	4名減（ 1名減）
ディスプレイ材料	162（ 36）	19名増（ 11名増）
その他の事業	35（ 24）	1名増（ － ）
全 社（共通）	44（ 22）	－ （ 6名増）
合計	1,498（290）	30名増（ 36名増）

（注） 1. 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
604（104）名	3名減（15名増）	45.4歳	21.3年

（注） 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

借入先	借入額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	2,895,215千円
臺 灣 銀 行 股 份 有 限 公 司	1,638,196
株 式 会 社 八 十 二 銀 行	1,500,000

（注） 海外子会社においては決算日が12月31日であるため、借入金の残高については、同決算日現在の残高を使用しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2025年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 130,000,000株
- ② 発行済株式の総数 33,600,524株
(注) 発行済株式の総数は新株予約権の行使により33,600株増加しております。
- ③ 株主数 28,349名（前期末比7,214名増）
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,339,800株	13.03%
三菱瓦斯化学株式会社	1,472,166	4.42
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,272,600	3.82
株式会社第四北越銀行	743,903	2.23
有限会社有沢建興	504,338	1.51
有澤 三治	446,847	1.34
J P MORGAN CHASE BANK 385781	396,800	1.19
日本生命保険相互会社	388,822	1.16
森 洋子	376,024	1.12
有澤 忠雄	334,400	1.00

- (注) 1. 持株比率は、自己株式（300,916株）を控除して計算しており、小数点第2位未満を切り捨てて表示してあります。なお、従業員向け株式交付信託に係る信託口が所有する当社株式81,200株は、自己株式には含まれておりません。
2. 三菱瓦斯化学株式会社の持株数には、三菱瓦斯化学株式会社が退職給付信託の信託財産として拠出している当社株式966,306株（持株比率2.90%）を含んでおります（株主名簿上の名義は「日本マスタートラスト信託銀行株式会社（退職給付信託口・三菱瓦斯化学株式会社口）」であります。）。

3. 2020年10月2日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、日本バリュー・インベスターズ株式会社が2020年9月30日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有者	日本バリュー・インベスターズ株式会社
住所	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号
保有株式等の数	1,421,500株
株券等保有割合	3.91%

4. 2024年6月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、野村證券株式会社及びその共同保有者が2024年5月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有者	野村證券株式会社他共同保有者2名
住所	東京都中央区日本橋一丁目13番1号
保有株式等の数	1,451,354株
株券等保有割合	4.32%

5. 2024年9月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、株式会社ストラテジックキャピタルが2024年8月29日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有者	株式会社ストラテジックキャピタル
住所	東京都渋谷区東三丁目14番15号
保有株式等の数	1,666,500株
株券等保有割合	4.96%

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対して交付した株式の状況

当社は、2021年6月25日開催の第73回定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受け、2024年6月27日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年7月26日付で取締役（社外取締役を除く。）4名に対し、自己株式30,166株の処分を行っております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2025年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	有沢 悠太	最高経営責任者（CEO） 株式会社プロテックインターナショナルホールディングス 代表取締役
取締役	増田 竹史	専務執行役員 生産本部 本部長 兼 管理本部 本部長
取締役	中島 理	常務執行役員 事業戦略推進本部 本部長 兼 イノベーション推進本部 副本部長 新揚科技股份有限公司 董事長
取締役	田井 誠	常務執行役員 イノベーション推進本部 本部長 兼 事業戦略推進本部 副本部長 兼 開発支援部担当 兼 イノベーションセンター準備室(主)担当 兼 分析センター担当
取締役	中村 康二	三甲株式会社 監査役 三光合成株式会社 社外取締役
取締役	我孫子 和夫	
取締役	高田 博俊	
取締役	沼田 美穂	沼田法律事務所 所長 東京簡易裁判所 民事調停委員 東京貿易ホールディングス株式会社 社外監査役 第一東京弁護士会 副会長
取締役	堀江 磨紀子	株式会社SDGインパクトジャパン パートナー セイノーホールディングス株式会社 アドバイザリーボードメンバー
常勤監査役	増村 弥	
監査役	田中 耕一郎	田中総合会計事務所 所長 株式会社小田原エンジニアリング 社外監査役 一般財団法人日本自動車研究所 監事 テンアライド株式会社 社外監査役
監査役	横田 晃一	横田会計事務所 所長

- (注) 1. 取締役の中村康二氏、我孫子和夫氏、高田博俊氏、沼田美穂氏及び堀江磨紀子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役の田中耕一郎氏及び横田晃一氏は、社外監査役であります。
3. 社外取締役の沼田美穂氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 社外監査役の田中耕一郎氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
社外監査役の横田晃一氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、中村康二氏、我孫子和夫氏、高田博俊氏、沼田美穂氏、堀江磨紀子氏、田中耕一郎氏及び横田晃一氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役ならびに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の役員及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害がてん補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害については填補の対象としないこととしております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役の報酬等の決定に関する方針

取締役の指名ならびに報酬の決定に関する手続きの独立性、客観性及び透明性を向上させ、コーポレートガバナンスの充実を図るため、取締役会の諮問機関として、独立社外取締役を委員長とし委員の過半数を独立社外取締役によって構成する、指名・報酬諮問委員会を設置しており、取締役の個人別の報酬等の決定方針は、指名・報酬諮問委員会の審議・答申に基づき、取締役会で決定しております。

取締役の報酬等の決定方針の内容の概要は、以下のとおりです。

a. 取締役報酬制度の基本方針

- ・業績と報酬を明確に関連付けることで、経営陣に対し常に業績向上を意識付け、当社の持続的発展へ向けた健全な企業家精神の発揮を促すものであること。
- ・財務業績のみならず、創造、革新、挑戦の基本精神のもと、「CIC 昨日より今日、今日より明日」の経営理念に根ざした積極的なチャレンジに対する評価を反映できるものであること。
- ・当社の持続的発展と企業価値向上に貢献できる優秀な経営人材を確保することができるものであること。

ｂ．報酬体系

上記の基本方針のもと、当社の業務執行取締役に対する報酬体系は、固定報酬としての基本報酬、前年度業績等に連動する業績連動報酬、株主の皆様との利害共有を目的とした株式報酬（譲渡制限付株式報酬）により構成されております。なお、業務執行取締役の種類の報酬割合については、基本報酬：業績連動報酬：株式報酬＝５：３：２としております（KPIを100％達成の場合）。また、社外取締役については、監督機能を担うその役割に鑑み、基本報酬のみとしております。なお、基本報酬及び前年度業績を反映した業績連動報酬は職務執行期間において均等に支給しており、譲渡制限付株式報酬は毎年一定の時期に支給しております。

ロ．業績連動報酬にかかる指標（KPI）の内容、選定理由、実績及び算定方法

業績連動報酬にかかる業績指標は前期単年度の連結営業利益とし、目標値に対する達成度合いに応じて支給しております。当該指標を選定した理由は、企業活動の本業の成果を表す財務指標であること、中期経営計画の達成数値目標であるROICの算定に税引後営業利益を用いていること、従業員の賞与制度にも用いている財務指標であり双方の制度における整合性を重視することからであります。その実績は14億83百万円であります。

また、当社カーボンニュートラル・プロジェクトで掲げているCO₂排出削減量のうち、エネルギー使用効率の向上による排出量削減に関する目標達成度を業績指標に加えております。その実績は2,271t-CO₂（目標は2,380t-CO₂、達成率は95.42％）であります。

ハ．株式報酬（非金銭報酬）の内容

株式報酬（非金銭報酬）は譲渡制限付株式報酬とし、当社の株式価値と報酬との連動性を明確にし、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、当社の企業価値の持続的な向上に貢献する意識を高めることを目的として退任時に譲渡制限が解除されるプランとしております。当社は、毎年、譲渡制限付株式を付与するための金銭報酬債権を業務執行取締役に支給し、各業務執行取締役は同金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社株式の発行または処分を受けます。各業務執行取締役への割当株式数は、指名・報酬諮問委員会からの答申内容を踏まえ、個別に定める基準額に相当する数を取締役会で決定しております。なお、1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として対象取締役に特に有利とならない範囲の金額としております。

ニ．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容については、指名・報酬諮問委員会が取締役会の諮問を受け、各取締役の基本報酬の額、及び業績連動報酬における各取締役の担当部門の業績に基づく評価配分を答申します。取締役会は、指名・報酬諮問委員会の答申に準じて取締役の個人別の報酬等の内容を決定しております。

なお、株式報酬は、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会で割当株式数等の個人別の報酬の内容を決定しております。

ホ．取締役の個人別の報酬等の内容がその決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、指名・報酬諮問委員会において、役員報酬制度の内容と決定方針との整合性について多角的な検討が行われていることから、取締役の個人別の報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると判断しました。

なお、指名・報酬諮問委員会は、外部の報酬コンサルタント（WTW（ウイリス・タワーズワトソン））が運営する「経営者報酬データベース」に基づく客観的かつ多面的な報酬ベンチマーク分析により妥当性を検証しております。

ヘ．監査役報酬等

ア．基本方針

各監査役の職務遂行の対価として適正な水準で支給することを基本方針としております。

イ．報酬決定の方法

監査役報酬は、常勤・非常勤の別、監査業務の分担状況を考慮し、監査役の協議により決定しております。

ロ．監査役報酬の内容

監査役報酬は、経営に対する独立性の強化を重視し、固定報酬のみとし、これを月額支給しております。

ト. 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員の 員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役（社外取締役を除く。）	190,774	107,000	36,053	47,721	4
監査役（社外監査役を除く。）	13,311	13,311	—	—	1
社外役員	31,002	31,002	—	—	7

(注) 非金銭報酬等の内容は譲渡制限付株式報酬であり、当事業年度に費用計上した金額を記載しております。

チ. 役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日、決議内容

2004年6月29日開催の第56回定時株主総会において、取締役の報酬総額は月額30百万円以内、監査役の報酬額は月額3百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点で対象となる員数は取締役9名（うち社外取締役5名）、監査役3名（常勤監査役1名、社外監査役2名）です。

2021年6月25日開催の第73回定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は年額50百万円以内かつ、当社普通株式総数5万株以内、譲渡制限期間は譲渡制限付株式割当契約により割り当てを受けた当社の普通株式の払込期日から当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任する時点の直後の時点までの期間と決議いただいております。当該株主総会終結時点で対象となる員数は取締役4名（社内取締役のみ）です。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役の中村康二氏は、三甲株式会社の監査役及び三光合成株式会社の社外取締役であります。三甲株式会社及び三光合成株式会社と当社との間には、特別な関係はありません。

社外取締役の沼田美穂氏は、沼田法律事務所の所長、東京簡易裁判所の民事調停委員、東京貿易ホールディングス株式会社の社外監査役及び第一東京弁護士会の副会長であります。沼田法律事務所、東京簡易裁判所、東京貿易ホールディングス株式会社及び第一東京弁護士会と当社との間には、特別な関係はありません。

社外取締役の堀江磨紀子氏は、株式会社SDGインパクトジャパンのパートナー及びセイノーホールディングス株式会社のアドバイザリーボードメンバーであります。株式会社SDGインパクトジャパン及びセイノーホールディングス株式会社と当社との間には、特別な関係はありません。

社外監査役の田中耕一郎氏は、田中総合会計事務所の所長、株式会社小田原エンジニアリングの社外監査役、一般財団法人日本自動車研究所の監事及びテンアライド株式会社の社外監査役であります。田中総合会計事務所、株式会社小田原エンジニアリング、一般財団法人日本自動車研究所及びテンアライド株式会社と当社との間には、特別な関係はありません。

社外監査役の横田晃一氏は、横田会計事務所の所長であります。横田会計事務所と当社との間には、特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 中村 康二	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席いたしました。 主にグローバル企業での事業責任者を務めた経験を生かした見地から、特に経営方針や事業戦略をはじめとする経営全般について監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、任意の指名・報酬諮問委員会の委員として、付議案件について積極的に発言を行うなど、その職責を遂行しております。
社外取締役 我孫子 和夫	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席いたしました。 主に国際コミュニケーションや報道の規範と倫理などに関する見識を生かした見地から、特に経営の合理性及び透明性について監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、任意の指名・報酬諮問委員会の委員として、付議案件について積極的に発言を行うなど、その職責を遂行しております。
社外取締役 高田 博俊	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席いたしました。 主に製造業及びグローバルに事業を展開する企業の経営者としての豊富な経験と幅広い見地から、特に経営の合理性及び透明性について監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、任意の指名・報酬諮問委員会の委員長として、議事運営を行うとともに議論を牽引し、その職責を遂行しております。

	出席状況、発言状況及び 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 沼田 美穂	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席いたしました。主に長きにわたり弁護士として活躍され法律の専門家としての高い見識と経験から、特にガバナンス及びコンプライアンス等について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、任意の指名・報酬諮問委員会の委員として、付議案件について積極的に発言を行うなど、その職責を遂行しております。
社外取締役 堀江 磨紀子	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席いたしました。主にグローバル金融機関において機関投資家営業、企業調査に携わり、財務・会計・金融に関する知識・見地から、特に投資家が期待する企業のあり方、経営戦略について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、任意の指名・報酬諮問委員会の委員として、付議案件について積極的に発言を行うなど、その職責を遂行しております。
	主な活動状況
社外監査役 田中 耕一郎	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に、また、監査役会10回の全てに出席いたしました。 公認会計士、税理士としての知見と大手監査法人における豊富な業務経験の専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において当社の内部監査、ガバナンス体制等について適宜、必要な助言、提言を行っております。
社外監査役 横田 晃一	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに、また、監査役会10回の全てに出席いたしました。 税理士としての豊富な経験の専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において当社の内部監査、ガバナンス体制等について適宜、必要な助言、提言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	36,000千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	49,527,322	流 動 負 債	18,582,660
現金及び預金	16,861,091	支払手形及び買掛金	7,704,382
受取手形、売掛金及び契約資産	16,674,196	短期借入金	4,926,408
有価証券	100,020	1年内返済予定の長期借入金	961,467
商品及び製品	6,117,372	リース債務	225,594
仕掛品	2,740,780	未払法人税等	848,061
原材料及び貯蔵品	5,747,978	製品保証引当金	29,690
その他	1,317,955	賞与引当金	727,947
貸倒引当金	△32,071	役員賞与引当金	6,358
固 定 資 産	22,209,315	その他	3,152,750
有形固定資産	18,764,772	固 定 負 債	4,594,797
建物及び構築物	7,270,456	長期借入金	3,677,101
機械装置及び運搬具	4,837,326	株式給付引当金	26,729
土地	2,038,587	リース債務	443,780
建設仮勘定	3,305,096	繰延税金負債	231,092
その他	1,313,306	資産除去債務	103,856
無形固定資産	300,488	退職給付に係る負債	42,212
投資その他の資産	3,144,054	その他	70,025
投資有価証券	1,969,043	負 債 合 計	23,177,458
長期貸付金	41,269	純 資 産 の 部	
繰延税金資産	716,384	株 主 資 本	44,147,466
その他	463,155	資本金	7,880,116
貸倒引当金	△45,797	資本剰余金	3,244,143
資 産 合 計	71,736,638	利益剰余金	33,494,893
		自己株式	△471,686
		その他の包括利益累計額	4,405,967
		その他有価証券評価差額金	428,851
		繰延ヘッジ損益	2,298
		為替換算調整勘定	3,763,293
		退職給付に係る調整累計額	211,525
		新 株 予 約 権	5,745
		純 資 産 合 計	48,559,180
		負 債 純 資 産 合 計	71,736,638

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示してあります。

連結損益計算書

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目					金 額	
売上 売上 販売 営業 受 受 為 助 そ 営 支 賃 そ 経 特 固 投 新 そ 特 固 固 そ 税金等調整前当期純利益 法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額 当期純利益 非支配株主に帰属する当期純利益 親会社株主に帰属する当期純利益	上	上	原	高		49,815,616
	上	総	利	価		38,194,139
	費	一	管			11,621,477
	業	般	理			6,728,271
	業	利	費			4,893,205
	外	収				
	取	配	利	息	89,223	
	取	当	差	金	25,702	
	成	収	収	益	241,538	
	の	の		入	125,337	
外	外	費	他	131,846	613,648	
払		利				
貸		費	息	190,557		
	の		用	28,842		
		利	他	19,727	239,127	
別	利	益				
定	資	産	却	益	5,267,726	
資	有	証	売	益		
株	予	約	戻	益	4,515	
	の		入	益	2,502	
別		損		他	15,981	
定	資	産	却		664	
定	資	産	除	損	2,003	
そ	の		却	損	16,788	
				他	9,209	
					28,000	
					5,263,389	
					1,014,832	
					278,876	
					1,293,709	
					3,969,679	
					—	
					3,969,679	

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目		金 額	科 目		金 額
資 産 の 部			負 債 の 部		
流動資産		27,112,698	流動負債		11,479,892
現金及び預金		9,664,579	支払手形		22,776
受取手形		168,162	買掛金		3,916,289
電子記録債権		370,285	短期借入金		2,077,201
売掛金		8,643,286	未払金		3,040,000
契約資産		146,250	未払費用		781,075
商品及び製品		3,513,172	未払法人税等		139,812
仕掛品		1,181,392	前受収益		649,737
原材料及び貯蔵品		2,612,667	一ス債		2,690
前払費用		80,327	預り金		63,932
関係会社短期貸付金		630,000	賞与引当金		27,423
その他の金		641,755	その他の金		465,721
貸倒引当金		△539,181	固定負債		293,230
固定資産		21,813,779	退職給付引当金		307,503
有形固定資産		9,031,283	株式給付引当金		26,729
建物		3,371,642	一ス債		20,859
構築物		427,257	資産除去債		29,711
機械及び装置		1,804,612	その他の		53,493
車両運搬具		14,813	負債合計		11,918,189
工具器具及び備品		246,620	純資産の部		
土地		1,516,733	株主資本		36,592,409
リース資産		171,651	資本金		7,880,116
建設仮勘定		1,477,952	資本剰余金		7,005,389
無形固定資産		212,282	資本準備金		6,992,107
ソフトウェア		201,647	その他の資本剰余金		13,281
その他の他		10,634	利益剰余金		22,178,589
投資その他の資産		12,570,213	利益準備金		748,262
投資有価証券		855,472	その他の利益剰余金		21,430,326
関係会社株式		11,176,354	固定資産圧縮積立金		12,419
長期前払費用		167,819	別途積立金		18,020,000
繰延税金資産		233,381	繰越利益剰余金		3,397,907
その他の他		141,677	自己株式		△471,686
貸倒引当金		△4,492	評価・換算差額等		410,133
資産合計		48,926,478	その他有価証券評価差額金		410,133
			新株予約権		5,745
			純資産合計		37,008,288
			負債純資産合計		48,926,478

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示してあります。

損 益 計 算 書

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		30,267,717
売上原価		24,178,666
売上総利益		6,089,051
販売費及び一般管理費		3,381,166
営業利益		2,707,884
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	205,579	
受取賃貸料	278,791	
貸倒引当金戻入益	67,718	
その他の	45,610	597,700
営業外費用		
支払利息	25,401	
賃貸費用	235,944	
その他の	25,369	286,715
経常利益		3,018,869
特別利益		
新株予約権戻入益	15,981	
その他の	1,040	17,021
特別損失		
減損損失	9,209	
固定資産売却損	2,003	
固定資産除却損	6,971	18,184
税引前当期純利益		3,017,706
法人税、住民税及び事業税	701,632	
法人税等調整額	△22,497	679,134
当期純利益		2,338,571

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示してあります。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

株式会社 有 沢 製 作 所
取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

新 潟 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 佐久間 佳之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 高 橋 顕

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社有沢製作所の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社有沢製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、

招集
通知

株主
総会
参考
書類

事業
報告

連結
計算
書類

計算
書類

監査
報告

その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

株式会社 有 沢 製 作 所
取 締 役 会 御中

EY新日本有限責任監査法人

新 潟 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐久間 佳之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 橋 顕

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社有沢製作所の2024年4月1日から2025年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第77期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、EY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月21日

株式会社 有沢製作所 監査役会

常勤監査役 増 村 弥 ㊞

社外監査役 田 中 耕 一 郎 ㊞

社外監査役 横 田 晃 一 ㊞

以 上

株主総会会場のご案内

場所／新潟県上越市南本町一丁目５番５号
株式会社 有沢製作所 上越本社会議室
電話／０２５－５２４－５１２１（代表）



■交通のご案内

鉄道 北陸新幹線上越妙高駅よりタクシーで約５分
えちごトキめき鉄道南高田駅（有沢製作所前）より徒歩約１３分

お車 北陸自動車道上越 I C より約１６分
上信越自動車道上越高田 I C より約７分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。